大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により 大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第 5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県産業経済部食産業・商業振興課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年3月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 伊藤 直彦

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター塩釜

塩竈市海岸通15-13

- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 伊藤 直彦 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
- 4 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後8時30分まで

(変更後)午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)2か所

(変更後)3か所

5 変更の年月日

平成19年4月1日

6 届出年月日

平成 1 9 年 2 月 2 8 日

7 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

8 縦覧期間

平成19年3月14日から平成19年7月17日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県産業経済部食産業・商業振興課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する 指針」(経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。